

高野台地区及びその周辺地域にお住まいの皆様

つくば市生活環境部環境保全課

猫の遺棄及び虐待防止について

日頃からつくば市の動物愛護行政に御理解、御協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、最近当課には、高野台地区内で「捨て猫」や「虐待を受けた野良猫」を目撃したとのお問い合わせが寄せられています。動物の遺棄や虐待は、その命を軽視し、近隣住民の安全や環境にも悪影響を及ぼす行為です。また、「動物愛護法」により、これらの行為は法律違反とされており、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科されることがあります。別添のチラシも御参照ください。

近隣にお住まいの皆様におかれましては、捨て猫や動物虐待の現場を目撃した際には、速やかに警察に通報していただきたく、お願いいたします。また、猫の遺棄や虐待に関して御存じのことがありましたら、つくば市環境保全課又はつくば警察署に御相談いただけますと幸いです。

(参考)

環境省では、動物虐待を以下のように定義しています。

動物虐待とは、動物を不必要に苦しめる行為のことをいい、正当な理由なく動物を殺したり傷つけたりする積極的な行為だけでなく、必要な世話を怠ったりケガや病気の治療をせずに放置したり、十分な餌や水を与えないなど、いわゆるネグレクトと呼ばれる行為も含まれます。

お問い合わせ

つくば市 生活環境部 環境保全課

担当：庄子、茂木

電話：029-883-1111(代)

内線 4351、4350

犯罪です。

- 愛護動物を殺傷した場合
5年以下の**懲役**または
500万円以下の**罰金**
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合
1年以下の**懲役**または
100万円以下の**罰金**

●動物の愛護及び管理に関する法律

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

※令和2年6月1日から

**罰則が強化
されました。**



動物の遺棄・虐待は



環境省

警察庁